○文部科学省告示第百八十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十四条第一項の規定により、次の表に掲げる伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定する。

平成二十四年十二月二十八日

文部科学大臣　下村　博文

名称	所在地	区域	面積
高岡市金屋町伝統的建造物群保存地区	富山県高岡市	高岡市金屋町及び金屋本町の各一部	約六・四ヘクタール
金沢市寺町台伝統的建造物群保存地区	石川県金沢市	金沢市野町一丁目、野町三丁目、弥生一丁目、寺町三丁目、寺町四丁目及び寺町五丁目の各一部	約二二・〇ヘクタール
郡上市郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区	岐阜県郡上市	郡上市八幡町大手町の全域並びに八幡町柳町、八幡町柳町字一ノ平、八幡町職人町、八幡町鍛冶屋町、八幡町殿町、八幡町桜町、八幡町桜町字一ノ平、八幡町小野字ヒツツリ、八幡町初音字代官町及び八幡町初音字惣門の各一部	約一四・一ヘクタール
篠山市福住伝統的建造物群保存地区	兵庫県篠山市	篠山市福住、川原、安口及び西野々の各一部	約二五・二ヘクタール

（備考）　区域に関する図面を、関係県の教育委員会並びに関係市の教育委員会及び関係部局に備え置いて縦覧に供する。

○厚生労働省告示第五百九十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項及び第十八条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

ただし、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、ホップ、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの食用部分、鶏の卵、その他の家きんの卵、落花生油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）、綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）及びミネラルウォーター類に残留するアルジカルブ及びアルドキシカルブの量の限度、すいか、メロン類果実、まくわうり及びももに残留するクロラントラニリプロールの量の限度、さとうきび、パイナップル、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するヘキサジノンの量の限度、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、その他の家きんの筋肉、その他の家きんの脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、その他の家きんの肝臓、その他の家きんの腎臓、その他の家きんの食用部分、鶏の卵、その他の家きんの卵、魚介類（さけ目魚類に限る。）、魚介類（うなぎ目魚類に限る。）、魚介類（その他の魚類に限る。）、魚介類（貝類に限る。）、魚介類（甲殻類に限る。）、その他の魚介類及びはちみつに残留するベンジルペニシリンの量の限度並びにらっかせいに残留するベンフルラリンの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例によるものとし、公布の日から起算して六月を経過した日までに製造され、又は輸入された器具又は容器包装については、なお従前の例によることができる。

平成二十四年十二月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

第1のAの6の(1)の表のアルジカルブの項を次のように改める。

アルジカルブ及びアルドキシカルブ	小麦	0.02ppm
	大麦	0.02ppm
	とうもろこし	0.05ppm
	その他の穀類	0.1ppm
	大豆	0.02ppm
	小豆類	0.1ppm
	そら豆	0.1ppm
	らっかせい	0.02ppm
	その他の豆類	0.1ppm
	てんさい	0.05ppm
	さとうきび	0.1ppm
	芽キャベツ	0.1ppm
	なつみかんの果実全体	0.2ppm
	レモン	0.2ppm
	グレープフルーツ	0.2ppm
	ライム	0.2ppm
	その他のかんきつ類果実	0.2ppm
	ひまわりの種子	0.05ppm
	綿実	0.1ppm
	ペカン	1 ppm
	コーヒー豆	0.1ppm